

神奈川県立のふれあいの村の指定管理者募集に係る質問と回答
(5月29日受付分)

令和7年5月30日回答

	質問	回答
1	「参考資料6」について、県の積算で想定している年間の延べ利用人数は何人でしょうか。	「参考資料6（別紙）」記載のとおり。
2	「参考資料6」について、「その他収入」が含まれているが、様式3の「経費積算内訳（収支計画書）」の「1 収入」欄には「その他収入」の欄がありません。これは、その他収入欄を追加して収支計画を作成すればよいのでしょうか。	お見込みのとおり。
3	「参考資料6（別紙）」別紙について、利用料金収入の想定が、足柄、愛川とも3か年平均値と直近値と比較してもかなり大きな乖離がありますが、今後利用者数が増えていくという何らかの根拠、見通しがあるということでしょうか。	利用料金収入は新型コロナウイルス感染症の影響期間をできるだけ除いた過去3年間（平成30年、令和元年、令和5年）の利用実績（料金区分及び宿泊日数ごとの実人数）の平均をもとに推計した利用想定に、条例改正後の上限額を乗じて積算しています。
4	募集要項P6「ウ 官公庁が発行する書類」（イ）の、決算書と納税証明書の直近3年度分は、令和4～6年度の物でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
5	募集要項P2【1 施設の概要】の「（3）施設等の概要」の「特記事項」欄にある「（工事予定）」について計画、日程変更はありませんか。	現時点では変更の予定はありません。

6	募集要項 P 15 「(2) 指定管理料の変更等」に、「指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更又は法令・制度改正、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、指定管理料の額を変更します」とあります。一方で、募集要項 P 20【12 県と指定管理者のリスク分担】においては「物価・金利変動」においては、そのリスクの負担は「指定管理者」の分担とされております。 このことを理解するにあたり、指定管理料の変更の必要を認めていただくことのできる物価水準の高騰と、指定管理者側がリスクを負わなければならない物価変動・金利変動と、物価の変動に応じて県との協議により指定管理料の変更が認められるものと、認められないものがあるという理解でよろしいでしょうか。 また具体的には、指定管理料の変動が認められる物価水準の高騰と、指定管理者側でリスクを負わなければならない物価・金利変動との違いはどのようなものなのでしょうか。	お見込みのとおり。原則として物価変動のリスクは指定管理者の負担としますが、物価変動が指定管理業務開始の基本協定締結時には想定しえず、適切な管理運営に支障を来す懸念がある場合等は、特段の理由が生じたものとして、協議により、必要に応じて、指定管理料の額を変更する場合があります。 なお、そうした特段の理由については、その時の社会情勢等から総合的に判断するため、現時点で基準を示すことはできません。
7	「参考資料 6」の「1 収入」の「指定管理料」の「備考欄」に、「不登校対策自然体験活動事業分を含む」とありますが、各年度の想定収入をご教示ください。また併せて、支出部分についても想定している内訳があればご教示ください。	不登校対策自然体験活動事業は提案に係る部分です。「募集要項」及び「参考資料 5」の内容等からご検討ください。